

リース特別控除取戻税額に関する明細書

事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	
------	------------	-----	--

別表六(三十)

令六・四・一以後終了事業年度分

旧 租 税 特 別 措 置 法 適 用 条 項				1					
供 用 廃 止 設 備 の 明 細	資 産 区 分	種 類		2					
		資 産 の 名 称		3					
		賃 借 年 月 日		4	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .		
		リ ー ス 契 約 期 間 の 月 数		5	月	月	月		
		事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日		6	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .		
		事 業 の 用 に 供 し な く な っ た 年 月 日		7	. .	. .	. .		
		事 業 の 用 に 供 し た 月 数 (7) - (6)		8	月	月	月		
		税 額 額		9	円	円	円		
	控 相 除 当 限	基 準 リ ー ス 料 (9) × $\frac{\quad}{100}$		10					
		税 額 控 除 限 度 額 相 当 額 (10) × $\frac{\quad}{100}$		11					
供 用 廃 止 設 備 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 の 計 算	供 用 年 度 後 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 の 計 算	供 用 年 度 の リ ー ス 特 別 控 除 額 の 計 算	供 用 年 度 の リ ー ス 特 別 控 除 額 (別表六(三十一)「6」の供用年度分)		12				
			(12)リ除適資 のの用産 うの取が ち特戻受 既別しけ場 に控のた合	(36) の 計		13			
				① 又は (① + ②)		14	/	(17)の①	
				(13) + (14)		15		(17)の①+②	
				供 用 廃 止 設 備 の リ ー ス 特 別 控 除 額 相 当 額 (12) - (15) (マイナスの場合は0)		16			
		供 用 年 度 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 (11)と(16)のうち少ない金額)		17	①	②			
		供 用 年 度 後 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 の 計 算	供 用 年 度 後 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 の 計 算	供 用 年 度 後 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 の 計 算	供 用 年 度 後 に お け る 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 控 除 実 施 額 の 合 計 額 (別表六(三十一)「7」の合計)		18		
					供 用 年 度 の 取 得 に 係 る 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 (別表六(三十一)「9」の供用年度分)		19		
					(18) の うち 供 用 年 度 前 の 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 控 除 実 施 額		20		
					供 用 年 度 後 に お け る 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 控 除 実 施 額 (別表六(三十一)「7」の合計)	(37) の 計		21	
	③ 又は (③ + ④)					22	/	(27)の③	
	(21) + (22)			23	(27)の③+④				
	(18)のうち連結納税の承認を取り消された日前5年以内に開始した各連結事業年度における繰越税額控除限度超過額の控除実施額			24					
	供 用 廃 止 設 備 の 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 控 除 実 施 相 当 額 (18) - (19) - (20) - (23) - (24) (マイナスの場合は0)			25					
	(11) - (17)			26					
	リ ー ス 税 額 控 除 取 戻 税 額 の 計 算	リ ー ス 税 額 控 除 取 戻 税 額 の 計 算	供 用 年 度 後 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 (25)と(26)のうち少ない金額)		27	③	④		
			供 用 廃 止 設 備 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 (17) + (27)		28				
			(11) と (28) の うち 少 ない 金 額		29				
リ ー ス 特 別 控 除 取 戻 税 額 の 計 算	リ ー ス 特 別 控 除 取 戻 税 額 の 計 算	リ ー ス 特 別 控 除 取 戻 税 額 $(29) \times \frac{(5)-(8)}{(5)}$		30					
		リ ー ス 特 別 控 除 取 戻 税 額 の 合 計 額		31	/	(30)の計			
		供 用 廃 止 設 備 の 供 用 年 度 に 事 業 の 用 に 供 し た 他 の 供 用 廃 止 設 備 で 既 に リ ー ス 特 別 控 除 の 取 戻 し の 適 用 を 受 け た 供 用 廃 止 設 備 の 明 細							
資 産 の 名 称				32			計		
事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日				33	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .		
事 業 の 用 に 供 し な く な っ た 年 月 日				34	. .	. .	. .		
リ ー ス 費 用 の 総 額				35	円	円	円		
供 用 年 度 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額				36					
供 用 年 度 後 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額				37					
リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 (36) + (37)				38					